

## 介護老人保健施設ハーティハイム短期入所療養介護

### (介護予防短期入所療養介護) 利用約款

#### (約款の目的)

第1条 介護老人保健施設ハーティハイム以下（「当施設」という。）は、要介護状態と認定された利用者（以下単に「利用者」という。）に対し、介護保険法令の趣旨に従って、利用者が可能な限り自宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、一定の期間、短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）を提供し、一方、利用者及び利用者の身元引受人は、当施設に対し、そのサービスに対する料金を支払うことについて取り決めることを、本約款の目的とします。

#### (適用期間)

第2条 本約款は、利用者が介護老人保健施設ハーティハイム短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）利用同意書を当施設に提出したときから効力を有します。但し、利用者の身元引受人に変更があった場合は、新たな身元引受人の同意を得ることとします。  
2 利用者は、第4条又は第5条による解除がない限り、初回利用時の同意書提出をもって、繰り返し当施設を利用することができるものとします。但し、本約款、別紙1、別紙2又は別紙3（本項において「本約款等」といいます。）の改定が行われた場合は新たな本約款等に基づく同意書を提出していただきます。

#### (身元引受人)

第3条 利用者は、次の各号の要件を満たす身元引受人を立てます。但し、利用者が身元引受人を立てることができない相当の理由がある場合を除きます。

- ① 行為能力者（民法第20条第1項に定める行行為能力者をいいます。以下同じ。）であること
- ② 弁済をする資力を有すること
- 2 身元引受人は、利用者が本約款上当施設に対して負担する一切の債務を極度額20万円の範囲内で、利用者と連帶して支払う責任を負います。
- 3 身元引受人は、前項の責任のほか、次の各号の責任を負います。
  - ① 利用者が疾病等により医療機関に入院する場合、入院手続が円滑に進行するように協力すること。
  - ② 入所利用が解除若しくは終了した場合の残置物の引取り等の処置、又は利用者が死亡した場合の遺体の引取をすること。但し、遺体の引取について、身元引受人と別に祭祀主宰者がいる場合、当施設は祭祀主宰者に引き取っていただくことができます。
- 4 身元引受人が第1項各号の要件を満たさない場合、又は当施設、当施設の職員若しくは他の入所者等に対して、窃盗、暴行、暴言、誹謗中傷その他の背信行為又は反社会的行為を行った場合、当施設は、利用者及び身元引受人に対し、相当期間内にその身元引受人に代わる新たな身元引受人を立てることを求めることができます。但し、第1項但書の場合はこの限りではありません。
- 5 身元引受人の請求があったときは、当施設は身元引受人に対し、当施設に対する利用料金の未払い、これに対する利息及び賠償すべき損害の有無並びにこれらの残額及び支払期が到来しているものの額に関する情報を提供します。

(利用者からの解除)

- 第4条 利用者は、当施設に対し、退所の意思表明をすることにより、利用者の居宅サービス計画にかかわらず、本約款に基づく入所利用を解除することができます。なお、この場合利用者及び身元引受人は、速やかに当施設及び利用者の居宅サービス計画作成者に連絡するものとします（本条第2項の場合も同様とします）。
- 2 身元引受人も前項と同様に入所利用を解除することができます。但し、利用者の利益に反する場合は、この限りではありません。

(当施設からの解除)

- 第5条 当施設は、利用者及び身元引受人に対し、次に掲げる場合には、本約款に基づく入所利用を解除することができます。
- ① 利用者が要介護認定において自立と認定された場合
  - ② 利用者の居宅サービス計画が作成されている場合には、その計画で定められた当該利用日数を満了した場合
  - ③ 利用者の病状、心身状態等が著しく悪化し、当施設での適切な短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）の提供を超えると判断された場合
  - ④ 利用者及び身元引受人が、本約款に定める利用料金を1か月分以上滞納し、その支払を督促したにもかかわらず7日間以内に支払われない場合
  - ⑤ 利用者が、当施設、当施設の職員又は他の入所者等に対して、窃盗、暴行、暴言、誹謗中傷その他の利用継続が困難となる程度の背信行為又は反社会的行為を行った場合
  - ⑥ 第3条第4項の規定に基づき、当施設が新たな身元引受人を立てることを求めたにもかかわらず、新たな身元引受人を立てない場合。但し、利用者が新たな身元引受人を立てることができない相当の理由がある場合を除く。
  - ⑦ 天災、災害、施設・設備の故障その他やむを得ない理由により、当施設を利用させることができない場合

(利用料金)

- 第6条 利用者及び身元引受人は、連帶して、当施設に対し、本約款に基づく短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）の対価として、別紙2の利用単位ごとの料金をもとに計算された月ごとの合計額及び利用者が個別に利用したサービスの提供に伴い必要となる額の合計額を支払う義務があります。但し、当施設は、利用者の経済状態等に変動があった場合、上記利用料金を変更することができます。
- 2 当施設は、利用者、身元引受人又は利用者若しくは身元引受人が指定する者に対し、前月料金の合計額の請求書及び明細書を、毎月15日までに発行し、所定の方法により交付する。利用者及び身元引受人は、連帶して、当施設に対し、当該合計額をその月の27日までに支払うものとします。なお、支払いの方法は原則、口座振替になります。27日が振替日ですが、金融機関休業日の場合は翌営業日が振替日になります。
- 3 当施設は、利用者又は身元引受人から、1項に定める利用料金の支払いを受けたときは、利用者、身元引受人又は利用者若しくは身元引受人の指定する者に対して、領収書を郵送等により送付します。

(記録)

- 第7条 当施設は、利用者の短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）の提供に関する記録を作成し、その記録を利用終了後2年間保管します。（診療録については、5年間保管します。）
- 2 当施設は、利用者が前項の記録の閲覧、謄写を求めたときは、原則として、これに応じます。

- 3 当施設は、身元引受人が第1項の記録の閲覧、謄写を求めたときは、閲覧、謄写を必要とする事情を確認して当施設が必要と認める場合に限り、これに応じます。但し、利用者が身元引受人に対する閲覧、謄写に反対する意思を表示した場合その他利用者の利益に反するおそれがあると当施設が認める場合は、閲覧、謄写に応じないことができます。
- 4 前項は、当施設が身元引受人に対して連帯保証債務の履行を請求するため必要な場合は適用されません。
- 5 当施設は、利用者及び身元引受人以外の親族が第1項の記録の閲覧、謄写を求めたときは、利用者の承諾がある場合に限り、これに応じます。但し、利用者の利益に反するおそれがあると当施設が認める場合は、閲覧、謄写に応じないことができます。

(身体の拘束等)

第8条 当施設は、原則として利用者に対し身体拘束を行いません。但し、自傷他害の恐れがある等緊急やむを得ない場合は、施設管理者又は施設長が判断し、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行うことがあります。この場合には、当施設の医師がその様態及び時間、その際の利用者的心身の状況、緊急やむを得なかつた理由を診療録に記載することとします。

(秘密の保持及び個人情報の保護)

第9条 当施設とその職員は、当法人の個人情報保護方針に基づき、業務上知り得た利用者、身元引受人又は利用者若しくは身元引受人の親族に関する個人情報の利用目的を別紙3のとおり定め、適切に取り扱います。また正当な理由なく第三者に漏らしません。但し、例外として次の各号については、法令上、介護関係事業者が行うべき義務として明記されていることから、情報提供を行なうこととします。

- ① サービス提供困難時の事業者間の連絡、紹介等
  - ② 居宅介護支援事業所（地域包括支援センター〔介護予防支援事業所〕）等との連携
  - ③ 利用者が偽りその他不正な行為によって保険給付を受けている場合等の市町村への通知
  - ④ 利用者に病状の急変が生じた場合等の主治の医師への連絡等
  - ⑤ 生命・身体の保護のため必要な場合（災害時において安否確認情報を行政に提供する場合等）
- 2 前項に掲げる事項は、利用終了後も同様の取扱いとします。

(緊急時の対応)

第10条 当施設は、利用者に対し、施設医師の医学的判断により対診が必要と認める場合、協力医療機関又は協力歯科医療機関での診療を依頼することができます。

- 2 当施設は、利用者に対し、当施設における短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）での対応が困難な状態、又は、専門的な医学的対応が必要と判断した場合、他の専門的機関を紹介します。
- 3 前2項のほか、入所利用中に利用者的心身の状態が急変した場合、当施設は、利用者、身元引受人又は利用者若しくは身元引受人が指定する者に対し、緊急に連絡します。

(事故発生時の対応)

- 第 11 条 サービス提供等により事故が発生した場合、当施設は、利用者に対し必要な措置を講じます。
- 2 施設医師の医学的判断により、専門的な医学的対応が必要と判断した場合、協力医療機関、協力歯科医療機関又は他の専門的機関での診療を依頼します。
  - 3 前 2 項のほか、当施設は利用者の身元引受人又は利用者若しくは身元引受人が指定する者及び保険者の指定する行政機関に対して速やかに連絡します。

(要望又は苦情等の申出)

- 第 12 条 利用者、身元引受人又は利用者の親族は、当施設の提供する短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）に対しての要望又は苦情等について、担当支援相談員に申し出ることができます。又は、備付けの用紙、管理者宛ての文書で所定の場所に設置する「ご意見箱」に投函して申し出ることができます。

(賠償責任)

- 第 13 条 短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）の提供に伴って当施設の責に帰すべき事由によって、利用者が損害を被った場合、当施設は、利用者に対して、損害を賠償するものとします。
- 2 利用者の責に帰すべき事由によって、当施設が損害を被った場合、利用者及び身元引受人は、連帶して、当施設に対して、その損害を賠償するものとします。

(利用契約に定めのない事項)

- 第 14 条 この約款に定められていない事項は、介護保険法令その他諸法令に定めるところにより、利用者又は身元引受人と当施設が誠意をもって協議して定めることとします。

<別紙1>

## 介護老人保健施設ハーティハイム短期入所療養介護

### (介護予防短期入所療養介護) のご案内

(令和7年6月1日現在)

#### 1. 施設の概要

##### (1) 施設の名称等

・施設名	介護老人保健施設ハーティハイム
・開設年月日	平成9年9月1日
・所在地	埼玉県上尾市平方3147番地3号
・電話番号	048-726-8000 · FAX番号 048-726-8001
・管理者名	施設長 高田 博信
・介護保険指定番号	介護老人保健施設(1151680024号)

##### (2) 介護老人保健施設の目的と運営方針

介護老人保健施設は、看護、医学的管理の下での介護や機能訓練、その他必要な医療と日常生活上のお世話などの介護保健施設サービスを提供することで、入所者の能力に応じた日常生活を営むことができるようになり、1日でも早く家庭での生活に戻ることができるよう支援すること、また、利用者の方が居宅での生活を1日でも長く継続できるよう、短期入所療養介護(介護予防短期入所療養介護)や通所リハビリテーション(介護予防通所リハビリテーション)といったサービスを提供し、在宅ケアを支援することを目的とした施設です。

この目的に沿って、当施設では、以下のような運営の方針を定めていますので、ご理解いただいた上でご利用ください。

##### [介護老人保健施設ハーティハイムの運営方針]

「介護老人保健施設ハーティハイムは、利用者的人格と人権を尊重し、且つ地域や家族との結びつきを大切にしながら清潔で明るい雰囲気の中で良質なケアを提供し、利用者の寝たきりを防止して日常生活の自立を促し、家庭への復帰を目指して介護と援助に当たることを基本方針とする。」

##### (3) 施設の職員体制(令和7年6月1日 現在)

	人 数	業 務 内 容
医 師	1. 5人以上	利用者の健康管理、日常の診療等
薬剤師	0. 5人以上	調剤等
看護職員	14人以上	看護業務全般
介護職員	36人以上	介護業務全般
支援相談員	1. 5人以上	相談業務、家族及び関係機関との連絡調整、苦情処理
理学療法士	2人以上	リハビリ業務全般
作業療法士		リハビリ業務全般
言語聴覚士		リハビリ業務全般
管理栄養士	1人以上	栄養管理、指導等、献立の作成
介護支援専門員	1. 5人以上	施設ケアプランの作成評価、その他、
事務職員	適数	保険請求、庶務等一般事務等
調理員(委託業者)		調理業務

#### (4) 入所定員等

- ・定員 150名（うち認知症専門棟 50名）
- ・療養室 個室6室、2人室8室、4人室32室

#### 2. サービス内容

- ① 短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）計画の立案
- ② 食事（食事は原則として食堂でおとりいただきます。）  
朝食 8時00分～ 昼食 12時00分～ 夕食 17時30分～
- ③ 入浴（一般浴槽のほか入浴に介助を要する利用者には特別浴槽で対応します。入所利用者は、原則として週に2回ご利用いただきます。ただし、利用者の身体の状態に応じて清拭となる場合があります。）
- ④ 医学的管理・看護
- ⑤ 介護（退所時の支援も行います）
- ⑥ リハビリテーション
- ⑦ 相談援助サービス
- ⑧ 栄養管理、栄養ケア・マネジメント等の栄養状態の管理
- ⑨ 理美容サービス（原則月6回実施します。）
- ⑩ 介護保険にかかる行政手続代行
- ⑪ その他

\*これらのサービスのなかには、利用者の方から基本料金とは別に利用料金をいただくものもありますので、具体的にご相談ください。

#### 3. 協力医療機関等

当施設では、下記の医療機関や歯科診療所に協力をいただき、利用者の状態が急変した場合等には、速やかに対応をお願いするようにしています。

- ・協力医療機関
  - ・名 称 医療法人社団 愛友会 上尾中央総合病院
  - ・住 所 埼玉県上尾市柏座1-10-10
- ・名 称 医療法人 三慶会 指扇病院  
・住 所 埼玉県さいたま市西区宝来1295-1
- ・協力歯科医療機関
  - ・名 称 桜木歯科クリニック
  - ・住 所 埼玉県さいたま市大宮区桜木町4-760グリーンハイツ坂間101

#### ◇緊急時の連絡先

なお、緊急の場合には、「同意書」にご記入いただいた連絡先に連絡します。

#### 4. 施設利用に当たっての留意事項

- ・ 施設利用中の食事は、特段の事情がない限り施設の提供する食事をお召し上がりいただきます。食費は保険給付外の利用料と位置づけられていますが、同時に、施設は利用者的心身の状態に影響を与える栄養状態の管理をサービス内容としているため、その実施には食事内容の管理が欠かせませんので、食事の持ち込みは原則として禁止とさせていただきます。
- ・ 面会  
新型コロナウイルス等感染防止対策により、概ね週1回での面会になります。面会時間は原則として10時～10時15分、10時半～10時45分、14時～14時半、14時半～15時で各時間2組、1日8組までの面会になります。  
面会を希望される場合は事前にご相談ください。
- ・ 外出・外泊  
原則として医師の承認が必要となりますので、事前にご相談ください。
- ・ 飲酒・喫煙  
飲酒や喫煙は、原則として禁止とさせていただきます。
- ・ 携帯電話の持ち込みはご相談させていただきます。
- ・ 金銭・貴重品の管理  
原則として自己管理とさせていただきます。但し、状況によりお預かりさせていただく場合もありますが、別途料金をいただくことがあります。
- ・ 外泊時等の施設外での受診  
当施設の医師の紹介状が必要となりますので、必ず事前にご相談ください。
- ・ 火気の取扱いは、防災上の観点から、禁止とさせていただきます。
- ・ 設備・備品等のご利用は、原則として事前のご相談・お手続きを必要とします。
- ・ 所持品・備品等の持ち込みは、原則として必要最低限なものにさせていただきます。  
また、電気製品の持ち込みは事前のご相談を必要とします。刃物類などの危険物持込は禁止とさせていただきます。
- ・ ペットの持ち込み  
衛生上の問題や他利用者の迷惑となりますので禁止とさせていただきます。  
\*その他ご不明な点はご相談ください。

#### 5. 非常災害対策

- ・ 防災設備　　自動火災報知機、スプリンクラー、消火器、消火栓、非常放送設備、非常誘導設備、非常通報設備等
- ・ 防災訓練　　年2回

#### 6. 禁止事項

当施設では、多くの方に安心して療養生活送っていただくために、利用者の「営利行為、宗教の勧誘、特定の政治活動」は禁止します。

#### 7. 要望及び苦情等の相談等

当施設には支援相談の専門員として支援相談員が勤務していますので、お気軽にご相談ください。(電話048-726-8000)

施設サービスに対する要望・苦情等には、支援相談員が受付し、その内容と状況について確認します。「ご意見箱」をご利用いただくこともできます。

(1) 事業所窓口      TEL : 048-726-8000  
                        FAX : 048-726-8001  
    ・苦情受付担当者      支援相談員

(2) その他窓口  
<第三者機関の連絡先>  
    ・上尾市健康福祉部 高齢介護課      048-775-6473  
    ・埼玉県国民健康保険団体連合会 介護保険課      048-824-2568

#### 8. その他

当施設についての詳細は、パンフレットを用意しておりますので、ご請求ください。  
また、ご不明な点は、支援相談員もしくは事務員にお気軽に尋ねください。

<別紙2>

## 介護老人保健施設ハーティハイム短期入所療養介護

### (介護予防短期入所療養介護)について

(令和7年6月1日現在)

#### 1. 介護保険証の確認

ご利用のお申込みに当たり、ご利用希望者の介護保険証を確認させていただきます。

#### 2. 短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）の概要

短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）は、要介護者の家庭等での生活を継続させるために立案された居宅サービス計画に基づき、当施設を一定期間ご利用いただき、看護、医学管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上のお世話をを行い、利用者の療養生活の質の向上および利用者ご家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るため提供されます。このサービスを提供するにあたっては、利用者に関わるあらゆる職種の職員の協議によって、短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）計画が作成されますが、その際、利用者・利用者の後見人、利用者の家族、身元引受人等の希望を十分に取り入れ、また、計画の内容については同意をいただくようになります。

#### 3. 利用料金 地域区分6級地・1単位 10.27円

##### (1) 基本料金

※ 別紙 料金表参照

##### (2) その他の料金

※ 別紙 料金表参照

##### (3) 支払い方法

- ・毎月15日までに、前月分の請求書を発行しますので、その月の27日までにお支払ください。お支払いいただきますと領収書を発行いたします。
- ・お支払い方法は原則、口座振替になります。振替日は27日ですが、金融機関休業日の場合は翌営業日が振替日になります。

<別紙3>

**個人情報の利用目的**  
(令和6年10月1日現在)

介護老人保健施設ハーティハイムでは、個人情報保護法及び法人の「個人情報に関する基本方針」に基づき、施設入所者の個人情報の利用目的について、次のとおり特定するとともに、公表します。

[介護老人保健施設内部での利用目的]

1. 当施設が利用者等に提供する介護・福祉サービス
2. 介護保険事務
3. 当施設の管理運営業務のうち、次に掲げるもの
  - ① 利用者等の入退所等の管理
  - ② 会計・経理
  - ③ 事故や緊急時等の報告

[他の事業者等との連携等における利用目的]

1. 当施設が利用者等に提供する介護サービスのうち、次に掲げるもの
  - ① 利用者等に居宅サービスを提供する他の居宅サービス事業者や居宅介護支援事業者、病院等との連携（サービス担当者会議等）、照会への回答
  - ② 検体検査、給食等の業務の委託
  - ③ 家族等への心身の状況説明等
2. 介護保険事務のうち、次に掲げるもの
  - ① 審査支払機関へのレセプトの提出
  - ② 審査支払機関又は保険者からの照会への回答等
  - ③ 介護保険事務の委託（一部委託を含む。）
3. 損害賠償保険などに係る保険会社等への相談又は届出等

[上記以外の利用目的]

1. 当施設の業務のうち、次に掲げるもの
  - ① 介護・福祉サービスの改善のための基礎資料、各種統計資料等の作成
  - ② 職員の資質向上のための研修や事例の研究等
  - ③ 外部監査機関・第三者評価機関への提供
  - ④ 学生等の実習への協力

## 介護老人保健施設ハーティハイム短期入所療養介護(介護予防短期入所療養介護) 利用同意書

介護老人保健施設ハーティハイムの短期入所療養介護(介護予防短期入所療養介護)を利用するにあたり、介護老人保健施設ハーティハイム短期入所療養介護(介護予防短期入所療養介護)利用約款及び別紙1、別紙2、2-①及び別紙3を受領し、これらの内容に関して、担当者による説明を受け、これらを十分に理解した上で同意します。

令和 年 月 日

<利用者>

住 所

氏 名

印

<利用者の身元引受人>

住 所

氏 名

印

電話番号

介護老人保健施設ハーティハイム  
管理者 高田 博信 様

【本約款第6条の請求書・明細書及び領収書の送付先】(原則として身元引受人に同じ)

・氏 名	(続柄 )
・住 所	
・電話番号	

【本約款第10条3項緊急時及び第11条3項事故発生時の連絡先】

・氏 名	(続柄 )
・住 所	
・電話番号	